

第7部 感染症等対策編

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

計画の目的

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、本町においても、国、県による感染拡大施策の影響により、町民生活や町経済に多大な影響が及ぼされた。

これまで、感染症等対策については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対策を講じてきたが、今回の新型コロナウイルス感染症の流行により、災害発生時における感染症等の流行または感染症等流行時における災害の発生（以下「災害時における感染症等の流行等」という）に備え、町が講ずるべき対策について明確にし、的確、迅速に対応する必要があることから、計画を策定する。

第1 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、高根沢町防災会議が作成する「高根沢町地域防災計画」及び「高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画」に定めるもののほか、災害発生時における感染症等の流行等に対処すべき事項を「地域防災計画第7部 感染症等対策編」として策定する。

なお、この計画は、主に災害発生時における感染症等の流行等に対処するための基本的事項を定めたものであり、関係機関、団体等は、必要に応じて、より実践的かつ細部の計画等を定める。

第2章 感染症等の発生前の備え

第1節 体制の整備

計画の目的

災害発生時における感染症等の流行等の状況においては、対策に必要な資機材の調達が困難になることから計画的に事前調達及び備蓄を進める。

また、事前調達が困難な資機材については、民間事業者との協定締結等によって、遅滞なく調達が図られる体制を整備する。

第1 備蓄する資機材の種類、数量及び備蓄場所

1 資機材の備蓄

災害発生時における感染症等の流行時に備えるため、備蓄する資機材の種類、数量及び備蓄場所は次のとおりとする。(令和2年7月末現在)なお、今後の感染症等の状況により数量は変動するものとする。

資機材の種類	数量	備蓄場所	備考
マスク	39,200枚	防災倉庫 (町民広場内)	5,600人×7日分
手指消毒液 (500ml)	20本	〃	
手指消毒液 (5L詰め替え用)	20本	〃	
施設消毒 (500ml)	40本	〃	
施設消毒液 (5L詰め替え用)	20本	〃	
電子体温計	50台	〃	
非接触型赤外線体温計	10台	〃	
隔離用テント (空気清浄機付)	12セット	〃	6拠点避難所×2セット
段ボールベット	12セット	〃	
段ボールパーテーション	12セット	〃	1セット4枚
段ボールトイレ	12セット	〃	

2 調達体制の整備

事前調達が困難な資機材については、町取引業者からの調達、災害協定締結事業者からの調達等のほか、複数の調達ルート確保に努めるとともに、最新の調達先リストを整備する。

第2 避難所の開設

1 避難所の開設

災害発生時における感染症等の流行等の発生及び感染拡大を防止するため、発生した災害や被災者の状況に応じ、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所の開設を検討する。

2 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設においても前項同様とする。

3 避難所収容時の留意点

災害発生時における感染症等の流行等の状況においては、避難所での3つの密を避けるためにも在宅避難や宿泊施設、親戚や知人宅への避難等の選択を考慮する。

第3 感染症等対応避難所

1 感染症等対応避難所の開設

災害発生時における感染症等の流行等の発生及び感染拡大を防止するため、「避難所運営マニュアル（感染症等対策編）」に基づき、感染症等対応避難所を開設する。

開設する基準は、各拠点避難所において隔離スペース（空き教室等）の確保が困難な場合とする。

2 感染症等対応避難所の指定

感染症等対応避難所は、町民広場内農業者トレーニングセンターとする。なお、災害の状況に応じては、災害対策本部にて協議し他の施設をこれに充てる。

第4 災害発生時における感染症等の流行等対応訓練の実施

1 流行等対応訓練の実施

災害発生時における感染症等の流行等に備え、通常の災害対応訓練に併せて、災害発生時における感染症等の流行等対応訓練を実施する。

2 訓練における協議・連携

1の訓練については、関係機関、団体等とも協議・連携のうえ、特に「避難所運営マニュアル（感染症等対策編）」に基づく避難所運営の手順・基準・役割等を職員等に理解、把握し、実際に流行等が発生した場合にスムーズな運営ができるよう実施する。

第3章 災害時における感染症等の流行等が発生した場合の対応

第1節 感染拡大防止対応策の実施

計画の目的

災害発生時における感染症等の流行等が発生した場合は、原則として「高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、「高根沢町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、情報収集、分析結果等により、必要な対策を講じる。

第1 感染症等の流行等が発生した場合の対応

1 「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対応

次の①から⑤については、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対応するものとする。

- ① 実施体制
- ② 情報の収集・提供及び共有
- ③ まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

2 各施設ごとの行動計画

各施設ごとの詳細な行動計画に関しては、「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「避難所運営マニュアル（感染症等対策編）」を基に、施設ごとの状況等を加味し作成することとし、その行動計画により対応する。

3 「新型インフルエンザ等対策行動計画」に定めのない対応

災害発生時における感染症等の流行等が発生した場合、または発生のおそれがあると認められる場合で「新型インフルエンザ等対策行動計画」に定めのない事項については、「高根沢町新型インフルエンザ等対策本部」において、以下の関係機関、団体との協議、連携のうえ決定し、緊急対策として実施する。

- ① 国及び県等の公共機関
- ② 医療・保険機関（高根沢町医師団等）
- ③ 文教施設（町内小中高等学校・学童保育所等）
- ④ 保育施設等（保育所・幼稚園等）
- ⑤ 町内交番及び派出所
- ⑥ 高根沢消防署

第2 資機材の確認・手配及び配布

1 資機材の確認及び手配

災害発生時における感染症等の流行等が発生した場合、または発生のおそれがあると認められる場合で避難所及び感染症等対応避難所を開設する場合に備えて、日頃から感染症等対応資機材の備蓄状況の確認をし、不足して

いる資機材に関しては最新の調達リストを基に手配するものとし、開設時に支障をきたさぬよう実施する。

2 資機材の配布

避難所における感染症の疑いのある避難者用スペースの確保または感染症等避難所を開設する場合、感染症用資機材防災倉庫から速やかに各避難所及び感染症等対応避難所に配布する。

第4章 災害時における感染症等の流行等収束後の対応

第1節 対応策の実施

計画の目的

災害発生時における感染症等の流行等が収束した場合は、各施設における対応により、第2波等の発生予防の対応が必要であるため、必要な対策を講じる。
また、次期発生時の対応を分析検討するため、課題・反省点等を記録に残すものとする

第1 流行等収束後の対応

1 避難者の対応

感染症等の流行等が収束したと判断できた場合でも、今後第2波等の発生が懸念され、また、その流行を予防するため、恒常的な感染症予防対策を実施する。

2 避難所の消毒

避難所の消毒に関しては、流行等が収束し、避難者が全員退所したときまたは、予防対策において必要と判断したときに直ちに実施する。

3 資機材の再整備

使用した資機材については、常時不足分の補充を心がけ、数量の確認を随時実施する。また、収束時においても残量の確認及び不足分の補充を速やかに実施する。

4 課題・反省点の分析・対応方針の検討

災害発生時における感染症等の流行等が収束した場合、「高根沢町新型インフルエンザ等対策本部」において、課題・反省点を分析し、今後の対応方針を検討し、必要な対策をとる。